

虐待防止について

昨年度の天行健 No4 の記事を抜粋しておきます。

学校と家庭が連携して、子どもたちの心身の健やかな成長を支援していきましょう。

虐待対応の基本的な考え方

原則、虐待が疑われた時点で学校から児童相談所へ通告となります。

※この4月（昨年4月）から、親といえども「しつけ」に体罰は禁止

2019年1月に千葉県野田市で起こった両親によるいたましい児童虐待死事件は、その事件の悲惨さ、重大さから、1年以上（2年以上）経過した今でも、たびたびマスコミでも取り上げられています。

この事件を機に、親の我が子に対する教育のあり方が広く問われるようになり、いわゆる「厳しいしつけ」と称される体罰は、たとえ親といえども改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法により、本年4月（昨年4月）から禁止されています。

現在、新型コロナウイルス対策により、子どもがご家庭で生活する事が多くなり、育ち盛りの中学生程度のお子さんであれば、時として我が子であってもカッとしてしまう場面もあるかもしれませんが、お子さんにも非常に大切な人権がある事をご認識いただき、適切な家庭教育がなされるようお願いいたします。私たち教職員も、生徒の人権を尊重した教育活動を展開して参ります。

本来であれば、こういったことは授業参観及びPTA総会で保護者の皆様に直接お話しすべきところではありますが、今回の新型コロナウイルス対策の一環として、4月の授業参観及びPTA総会は中止とさせていただきますので、書面にてのお願いとなります。

私たち大人は、千葉県野田市のような事件を2度と起こしてはならず、かけがえのない子どもの生命・人権を何より最優先するという考えから、学校等には、虐待が疑われる場合通告する義務が課せられておりますので、よろしく願いいたします。

いちはやく
虐待かも？と思ったら、まよわず電話！ 189

